

令和 6 年度

教育委員会定例会
(12月)

令和 6 年12月16日 (月)

鹿屋市教育委員会

会 議 日 程

日 時 令和6年12月16日（月） 午後3時

場 所 教育長室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議 事

（1）議案第13号 鹿屋市教育委員会電子署名規程の一部改正について （P 2）

（2）議案第14号 鹿屋市立学校給食運営要綱の一部改正について （P 8）

5 報 告

（1）鹿屋市グローバル人材海外研修「かのやこども PR 大使（2期生）」について （P 12）

（2）鹿屋看護専門学校入学試験（A日程）結果について （P 14）

（3）全子連・九子連大会の参加報告について （P 15）

（4）かのやふるさと検定の実施について （P 16）

（5）大隅総文祭について （P 17）

（6）人権問題講演会について （P 19）

（7）文化財体験活動について （P 20）

6 動議の討論等

7 その他

（1）お知らせ

① 鹿屋市二十歳のつどいについて

8 閉 会

議案第13号

鹿屋市教育委員会電子署名規程の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和6年12月16日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和6年10月31日付けで、鹿屋市教育委員会電子署名規程の一部改正について教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求めるものである。

鹿屋市教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令

鹿屋市教育委員会電子署名規程（平成18年鹿屋市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「電子署名」の次に「（電子署名規程第3条第1号に規定する鍵情報格納カードの利用に限る。）」を加える。

附 則

この訓令は、令和6年11月1日から施行する。

鹿屋市教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
○鹿屋市教育委員会電子署名規程 平成 18 年 1 月 1 日教育委員会訓令第 3 号 (電子署名を行う文書の発信者名) 第 3 条 総合行政ネットワーク文書は、教育長の電子署名<u>(電子署名規程第 3 条第 1 号に規定する鍵情報格納カードの利用に限る。)</u>を付して発信するものとする。 2 教育長の職名以外の電子署名を行う必要があるときは、当該業務を所管する課長等は、教育次長の承認を受けなければならない。 3 前項の承認に係る申請の手続は、その理由及び電子署名に係る職名を記載した文書を教育総務課長を経由して提出するものとする。	○鹿屋市教育委員会電子署名規程 平成 18 年 1 月 1 日教育委員会訓令第 3 号 (電子署名を行う文書の発信者名) 第 3 条 総合行政ネットワーク文書は、教育長の電子署名を付して発信するものとする。 2 教育長の職名以外の電子署名を行う必要があるときは、当該業務を所管する課長等は、教育次長の承認を受けなければならない。 3 前項の承認に係る申請の手続は、その理由及び電子署名に係る職名を記載した文書を教育総務課長を経由して提出するものとする。

2021年1月29日

地方自治法施行規則の改正により、自治体との電子契約締結の規制が大きく緩和
自治体と民間の電子契約をクラウドサインで実現可能

改正前：厳格な本人確認を行なった上で発行された電子証明書を用いる規定
改正後：まるごと「**削る**」つまり削除に

これまで、厳格な本人確認を行なった上で発行された電子証明書を用いる電子署名でなければ、地方自治体と民間との契約書を電子化することはできませんでした。しかし、地方自治法234条5項から委任され施行規則12条の4の2に定められていた、厳格な電子証明書を要求する規定がまるごと「[削る]」つまり削除され、「**電子署名法第2条第1項に定める電子署名**」を用いるクラウドサインであれば、**地方自治体との契約を電子化することが可能**となりました。

※①

- イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書
- ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）
- ハ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

※②

地方自治法施行規則第十二条の四の第二項第二号の総務大臣が定める電子証明書は、**地方公共団体情報システム機構が地方公共団体組織認証基盤において作成する職責証明書とする。**

第 422 号

報

官

日曜金曜日

令和 3 年 1 月 29 日

第

○総務省令第四号
地方自治法（昭和十二年法律第六十七号）第二百三十四条第五項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和三年一月二十九日
総務大臣 武田 良太

地方自治法施行規則（昭和十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改 正 後	
第十二条の四の二〔略〕 〔削る〕	改 正 前
	第十二条の四の二〔同上〕 2 電子情報処理組織を使用して契約内容を記録した電磁的記録を作成した場合における前項の電子署名は、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書と併せて送信されるものに限るものとする。 ※① 一 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項二号に定める電子証明書 ※② 二 その他総務大臣が定める電子証明書
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

〇内閣府告示第七号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十五年政令第二百十号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正し、て告示する。
令和三年一月二十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

別表第二及び別表第三を次のように改める。

（次のよう）は、省略し、その関係書類を内閣府子ども・子育て本部に備え置いて縦覧に供する。

として、内閣府のホームページ（<https://www.cao.go.jp/shinsei/shinsedo/law/seisakuweini.html>）により公表する。）

附 則

1 この告示は、令和三年二月一日から施行する。
2 改正後の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の規定は、施行日以降の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という）に要する費用の額の算定について適用し、施行日前の特定教育・保育等に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

【参考】

鹿屋市電子契約の運用に伴う関係規程の整理等に関する訓令 新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
○鹿屋市電子署名規程 平成 18 年 1 月 1 日訓令第 13 号 (定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 電子署名 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。 ア 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。 イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。 (2) 鹿屋市登録分局 地方公共団体組織認証基盤（地方公共団体が国又は地方公共団体との間で交換する電磁的記録が真正なものであることを認証するための基盤をいう。）における登録分局をいう。 (3) 鍵情報格納カード 鹿屋市登録分局が発行する電子署名を行うために用いる符号を格納したカード（電磁的方式による記録に係る記録媒体をいう。）をいう。 (4) 個人識別番号 鍵情報格納カードを使用して電子署名を行う際に必要な符号をいう。 (5) カード管理者 鍵情報格納カードの保管、管理及び利用の管理を行う者をいう。 (6) 課長 鹿屋市行政組織規則（平成 18 年鹿屋市規則第 6 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項に規定する課長並びに出納室の室長をいう。 <u>(7) 立会人型電子署名 契約等を行う当事者でない第三者であるサービス提供事業者が、当事者の指示に基づいて付与する当該事業者の証明書を付した電子署名をいう。</u>	○鹿屋市電子署名規程 平成 18 年 1 月 1 日訓令第 13 号 (定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 電子署名 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。 ア 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。 イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。 (2) 鹿屋市登録分局 地方公共団体組織認証基盤（地方公共団体が国又は地方公共団体との間で交換する電磁的記録が真正なものであることを認証するための基盤をいう。）における登録分局をいう。 (3) 鍵情報格納カード 鹿屋市登録分局が発行する電子署名を行うために用いる符号を格納したカード（電磁的方式による記録に係る記録媒体をいう。）をいう。 (4) 個人識別番号 鍵情報格納カードを使用して電子署名を行う際に必要な符号をいう。 (5) カード管理者 鍵情報格納カードの保管、管理及び利用の管理を行う者をいう。 (6) 課長 鹿屋市行政組織規則（平成 18 年鹿屋市規則第 6 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項に規定する課長並びに出納室の室長をいう。

改正後	改正前
(電子署名) 第3条 電子署名は、<u>次の各号のいずれかに掲げる方法</u>により行うものとする。 <u>(1) 鍵情報格納カードの利用</u> <u>(2) 立会人型電子署名の利用</u>	(電子署名) 第3条 電子署名は、<u>鍵情報格納カード</u>により行うものとする。

議案第14号

鹿屋市立学校給食運営要綱の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和6年12月16日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和6年10月31日付けで、鹿屋市立学校給食運営要綱の一部改正について教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求めるものである。

鹿屋市立学校給食センター運営要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市立学校給食センター運営要綱（平成22年鹿屋市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者と受注者とは記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」を「この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、発注者と受注者とは電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、電磁的記録によらない契約の場合には、本書2通を作成し、発注者と受注者とは記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

鹿屋市立学校給食センター運営要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正後

○鹿屋市立学校給食センター運営要綱
平成 22 年 5 月 7 日教育委員会告示第 3 号
第 4 号様式（第 16 条関係）

学校給食用物資納入契約書

学校給食用物資品名					
1	肉類	7	野菜・果物類	13	もやし類
2	ハム・ベーコン類	8	調味料	14	乳製品
3	魚介類	9	こんにゃく	15	乾物
4	練製品	10	麺類	16	油
5	卵	11	一般物資	17	その他（ ）
6	豆腐類	12	冷凍食品		

発注者 と受注者 は、上記の物資の購入に関し、次のとおり契約を締結する。

第 1 条 契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、あらかじめ指示した行為等により登録を取り消された場合は、その登録を取り消された日までとする。

第 2 条 納入価格は、原則として競争入札で決定するものとする。

第 3 条 受注者は、物資納入については、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。
(1) 学校給食の重要性を十分認識し、物資購入計画書に定めた規格及び納入基準を遵守すること。
(2) 発注者が発注する発注書に基づき、指定された納入日時等を厳守すること。
(3) 万一、納入時間に間に合わない場合又は発注規格品が納入できない場合は、発注者に対し事前に連絡すること。
(4) 納入物資の取扱いは、衛生管理に留意すること。
(5) 納品書を添えて納入し、量目、数量、鮮度、規格等について発注者の検収を受けること。
(6) 納入物資に不適格品又は数量の不足があったときは、取替又は不足の補充を行うこと。

第 4 条 受注者は受注者が前条の規定に違反した場合又は学校給食の運営上不都合と認めた場合に発注者が一方的に契約を解除しても、異議の申立てができないものとする。

第 5 条 受注者は、発注者に対して納入物資代金請求書を物資の納入後、速やかに提出し、発注者は当該請求に対し、遅滞なく代金を支払うものとする。

第 6 条 この契約書に記載されていない事項については、発注者と受注者とが協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、発注者と受注者とが電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、電磁的記録によらない契約の場合には、本書 2 通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

年 月 日

発注者 住所

氏名 鹿屋市立 学校給食センター

所長

国

受注者 住所

会社・商店名

代表者氏名

印

改正前

○鹿屋市立学校給食センター運営要綱
平成 22 年 5 月 7 日教育委員会告示第 3 号
第 4 号様式（第 16 条関係）

学校給食用物資納入契約書

学校給食用物資品名					
1	肉類	7	野菜・果物類	13	もやし類
2	ハム・ベーコン類	8	調味料	14	乳製品
3	魚介類	9	こんにゃく	15	乾物
4	練製品	10	麺類	16	油
5	卵	11	一般物資	17	その他（ ）
6	豆腐類	12	冷凍食品		

発注者 と受注者 は、上記の物資の購入に関し、次のとおり契約を締結する。

第 1 条 契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、あらかじめ指示した行為等により登録を取り消された場合は、その登録を取り消された日までとする。

第 2 条 納入価格は、原則として競争入札で決定するものとする。

第 3 条 受注者は、物資納入については、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。
(1) 学校給食の重要性を十分認識し、物資購入計画書に定めた規格及び納入基準を遵守すること。
(2) 発注者が発注する発注書に基づき、指定された納入日時等を厳守すること。
(3) 万一、納入時間に間に合わない場合又は発注規格品が納入できない場合は、発注者に対し事前に連絡すること。
(4) 納入物資の取扱いは、衛生管理に留意すること。
(5) 納品書を添えて納入し、量目、数量、鮮度、規格等について発注者の検収を受けること。
(6) 納入物資に不適格品又は数量の不足があったときは、取替又は不足の補充を行うこと。

第 4 条 受注者は受注者が前条の規定に違反した場合又は学校給食の運営上不都合と認めた場合に発注者が一方的に契約を解除しても、異議の申立てができないものとする。

第 5 条 受注者は、発注者に対して納入物資代金請求書を物資の納入後、速やかに提出し、発注者は当該請求に対し、遅滞なく代金を支払うものとする。

第 6 条 この契約書に記載されていない事項については、発注者と受注者とが協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

年 月 日

発注者 住所

氏名 鹿屋市立 学校給食センター

所長

国

受注者 住所

会社・商店名

代表者氏名

印

改正後	改正前
この契約の締結を証するため、<u>電磁的記録を作成し、発注者と受注者とが電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、電磁的記録によらない契約の場合には、本書 2 通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、それぞれ 1 通を保管する。</u>	この契約の締結を証するため、<u>本契約書 2 通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、それぞれ 1 通を保管する。</u>

報告(1) 鹿屋市グローバル人材海外研修「かのやこどもPR大使(2期生)」について

(学校教育課)

1 研修について

(1) 目的

鹿屋市グローバル人材海外研修「かのやこどもPR大使(2期生)」として鹿屋市の魅力を海外に伝えるとともに、国際的視野を広げ、郷土の魅力を生かして主体的に課題解決に向けた行動を起こそうとする児童生徒を育成する。

(2) 期間(4泊5日)

※ホームステイ【NTUEEES小 / Longmen中 / Wanda小 (予定)】

令和7年2月18日(火)～2月22日(土) ※日程は11月26日現在調整中

2月18日(火)	2月19日(水)	2月20日(木)	2月21日(金)	2月22日(土)
12:25 ○鹿児島空港発 13:50 ○桃園空港到着 ○台北教育大学訪問 ※2024教育実習振り返りと、2025年度の課題協議 OPRプレゼン ○教育実習生引率によるキャンパスツアー及びナイトマーケット等台北市散策 ○ホームステイ	7:40 ○Longmen中 ○NTUEEES小 ※授業体験等 OPRプレゼン 10:30 ○Jingmei Girls 高校 (鹿屋女子高協定校) ○Qingjiang ES (南小協定校) ※協定式・授業参観 12:30 ○Jingmei Girls 高校 ○Qingjiang ES ※レセプション 18:00 ○国立台北教育大学 ○Longmen中 ○NTUEEES小 ※レセプション ○ホームステイ	○終日台北市内視察 OPRプレゼン (児童生徒の自己課題に基づいて検討中) ○ホームステイ	○終日教育実習生案内による台北視察 OPRプレゼン (児童生徒の自己課題に基づいて検討中) 12:00 ○宜蘭県 (教育長・山内移動) ○Pei Cheng ES (吾平小協定校) ○Gong Jheng ES (串良小協定校) ※協定式・授業参観 18:00 ○Pei cheng ES ○Gong Jheng ES ※レセプション ○ホームステイ	8:25 ○桃園国際空港出発 11:15 ○鹿児島空港着

(3) 内容

ア 台湾(台北・宜蘭県)での学校生活(授業・学校行事・給食等)の体験

イ 鹿屋市PRプレゼンテーション(法被、名刺、PR大使音楽芸術発表等準備)の実施

ウ ホームステイにより、台湾の家庭生活を経験及び異文化体験

2 かのや子どもPR大使（第2期生）

	学校名	学年	氏名		学校名	学年	氏名
1	鹿屋女子高等学校	2年		4	吾平小学校	6年	
2	鹿屋女子高等学校	2年		5	西俣小学校	6年	
3	大始良中学校	2年		6	鹿屋小学校	5年	
				7	鹿屋小学校	5年	

3 同行職員及び教員

鹿屋市教育委員会教育長、指導主事
鹿屋中学校教諭、鹿屋小学校教諭

4 新たな協定校予定

西原小（変更）、南小、輝北小、串良小、吾平小、上小原中、吾平中、鹿屋女子高

報告(2) 鹿屋看護専門学校入学試験 (A日程) 結果について

(学校教育課)

(省 略)

報告(3) 全子連・九子連大会の参加報告について

(生涯学習課)

1 大会テーマ

「子どもは宝 地域を繋ぐ子ども会のチカラ」～大人も子どもも ちむどんどん～

2 期 日 令和6年11月16日(土)～18日(月)

3 会 場 沖縄県男女共同参画センターているる

4 第7分科会テーマ

「子ども会の目的を考える」

～目的の共有と具現化のための方策について～

5 事例発表(鹿屋市) 発表者: 社会教育係主査 中村明博

(1) タイトル:

「市子連」と「市教委」が 両輪となった
空前絶後の子ども会活性化策

(2) 発表概要

ア 市子連の活動: 助成金制度、出張支援事業(市子連ジャー)等

イ 市教委の活動: 手引き作成、育成会支援、子ども会新設

ウ 今後の企み: 加入率100%、超絶怒涛の鹿屋市

(3) 会場の様子



開会行事の様子
全子連会長 等 登壇



分科会にて鹿屋市の発表
みなさん興味津々



グループごと意見交換
鹿屋の取組に質問殺到

6 所 感

今回、県子ども会育成連絡協議会長から鹿屋市子ども会育成連絡協議会長へ第7分科会の発表依頼があり、本市では市子連と連携してKOKAプロジェクトを推進していることから本課職員で発表をさせていただいた。

市子連の取組の中では、助成金制度「わくわくチャレンジお助け金」や、役員による直接支援「市子連ジャー」についての説明が県外の参加者には大変好評であった。また、市教委の取組では「子ども会新設」の取組に参加者からの反応が大きく、何より、市子連と市教委の連携が図られていることに多くの参加者から羨ましいとの声をいただいた。

今回の発表及び意見交換の場をとおして、本市の子ども会育成の取組は全国的にも胸を張れるものであることと、まだまだ発展途上であることを自認することができた。30年後、超絶怒涛の鹿屋市となっているよう、今後の取組を更に活性化させていきたい。

1 目的

鹿屋市に暮らし、働き、学び、集う人々が鹿屋の歴史を総合的に学び「鹿屋を知り、鹿屋を愛し、鹿屋を創る」ための学習活動とまちづくりに資することを目的とする。

2 実施日程

日時：令和6年11月17日（日）10：05～11：05

場所：鹿屋市立鹿屋女子高等学校 なのはなホール

3 検定結果

(1) 受検者数 78名（うちジュニアの部1名）

(2) 級取得者 1級：2名、2級：12名、3級：19名 級取得率 42.9%

(3) 得点について 平均：63.8点、最高得点：94点

4 アンケート結果の抜粋

- 住んでいる鹿屋を知ろうと思うきっかけになった。
- このような機会を計画してくださったことに感謝します。鹿屋だけでなく、県等も学んでみたいと思うようになりました。
- 鹿屋市について、何も知らなかったことに気づきました。とてもたのしく勉強できて検定に感謝です。来年もリベンジして受検したいと思います。お疲れ様でした。

5 当日の様子



受検の様子



受検の様子

6 ジュニアの部

(1) 実施日 令和6年11月9日（土）～11月25日（月）

(2) 受検者数 1,635名（小学校15校、中学校3校 合計18校）

(3) 級取得者 1級：0名 2級：40名 3級：78名 級取得率：7.2%

(4) 得点について 平均：47.4点、最高得点：85点

報告(5) 大隅総文祭について

(生涯学習課)

1 目的

「2023 かごしま総文」の機運を活かし、大隅地域で活躍する高校生などの若手人材を対象に、芸術文化活動への参加の意欲の喚起や相互の交流・親睦を図ることを目的にミニ総文祭を実施する。

2 実施日程

日程：令和6年11月20日（水）～12月1日（日）

場所：リナシティかのや（ホール、ギャラリー、ホワイエほか）

3 イベント内容及び集客人数（概算） 延べ参加人数：1,620名

場所	イベント名	実施内容	参加人数
ホール	高校生舞台発表 (11/29～30)	大隅地域の高校生文化部の発表	450人
	サブカルチャーイベント	・「トコトコ☆とこなつ」氏による大道芸パフォーマンス ・ココムーンペリライブ ・井上苑子ライブ ・ミニりなかる！	
	小中学生作品展表彰式	鹿屋市文化祭小中学生作品展の最優秀賞・優秀賞の表彰式	
ホワイエ	サブカルチャーイベント	・「まむねむこ」氏ライブ&作品展示 ・ボードゲーム体験会	70人
	高校生発表	楠隼高等学校クイズ研究会の発表	40人
ギャラリー	鹿屋の歴史再発見！ (11/20～12/1)	岡崎古墳群展示、民俗文化財等の展示	500人
	高校生作品展示 (11/29～11/30)	大隅地域の高校生文化部の発表	200人
	小中学生作品展示 (11/20～11/30)	鹿屋市文化祭小中学生作品の展示	80人
ギャラリー ロビー	電子図書館使い方講座	電子図書館使い方講座、アンケート調査	20人
	かのや風土記の紹介	かのや風土記の紹介	20人
	ミニふるさと検定	ミニふるさと検定にチャレンジ	20人
その他	高校生発表	鹿屋中央高校調理クラブの発表	110人
	エルゴ体験	ローイングボート（エルゴ）の体験	110人

【イベント写真】



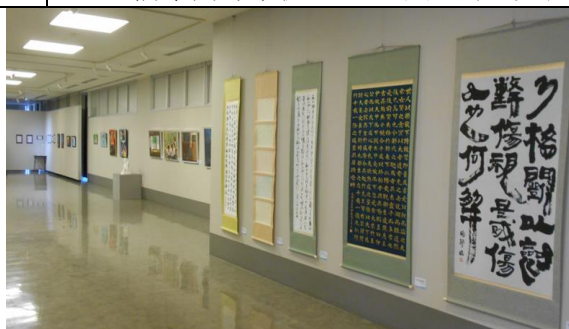
高校生舞台発表



楠隼高等学校クイズ研究会の発表



鹿屋中央高校調理クラブの発表



高校生作品展示



「まむねむこ」氏ライブ&作品展示



ボードゲーム体験会



小中学生作品展表彰式



小中学生作品展示



電子図書館使い方講座



鹿屋の歴史再発見！

報告(6) 人権問題講演会について

(生涯学習課)

1 目 的

すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権問題に対する正しい理解と認識を一層深め、差別意識の解消を図るとともに、人権にかかわる問題の解決に資する。

また、人権に関する学習活動を推進するために必要な指導者の資質の向上と指導力の強化を図るために、行政職員、社会教育団体の関係者、各種講座関係者、学校関係者等の研修の場とする。併せて、市内小・中学生を対象とした人権ポスター・標語コンクールの表彰式を行う。

2 日 時 令和6年12月7日(土) 10:00～12:00

3 場 所 コミュニティセンター吾平振興会館

4 内容等

- | | |
|---------|---------------------------|
| (1) 講 師 | 吉川 誠司 氏 |
| 演 題 | インターネットと人権侵害 |
| (2) 対 象 | 社会教育関係団体会員、学校・PTA関係者、一般市民 |
| (3) 参加料 | 無料 |

5 日 程

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 開場 | 9:30～10:00 |
| (2) 人権標語・ポスターコンクール表彰式 | 10:00～10:15 |
| (3) 開会行事(教育長あいさつ) | 10:15～10:20 |
| (4) 講演会(質疑応答含む) | 10:20～12:00 |
| (5) 閉会 | 12:00 |

6 参加者数 393 人

7 その他

人権標語・ポスターコンクール優秀作品展を、12月4日(水)から10日(火)の期間、市役所1階市民ホールで実施



インターネットによる人権侵害について具体例をもとにお話をいただきました。



ポスター・標語コンクールの特選受賞者13人を表彰しました。



当日は、会場にてポスター・標語コンクールの入賞作品の展示を行いました。

8 アンケート結果より

- ・インターネットを使う家族が人権侵害の加害者にも被害者にもならないように、今日教えていただいたことを話題にして考えていきたい。
- ・インターネットを悪用した人権侵害の現状把握、正しい対処法が知れてよかった。
- ・子供向けにもこういう講演を聞ける機会があるといいなと思いました。
- ・会場が明るかったので人の出入りが気になり集中できなかった。
- ・会場が寒かった。

1 目的

市内のイベントにおいて文化財体験ブースを設置し、「まが玉づくり」及び「火おこし体験」を実施することで、当時の生活状況やもの作りの大変さや楽しさを学びながら郷土愛の醸成を図る。あわせて、岡崎古墳群の国指定に向けた取組の周知も行う。

2 開催日時及び場所

(1) 星のふるさと輝北まつり

○令和6年11月10日(日) 9:00~15:00 ○輝北運動場

(2) 美里^{うましさと}あい^{さい}ら農業祭

○令和6年11月10日(日) 10:00~14:30 ○吾平振興会館駐車場

3 参加者 78人

(1) 輝北まつり 30人

○まが玉づくり 30人

○火おこし体験(天候不順にて中止)

(2) 美里あい^{うましさと}ら農業祭 48人

○まが玉づくり 30人

○火おこし体験 18人

(天候不順により、振興会館庇部分で人数調整して実施)

4 写真

【輝北まつり(まが玉づくり)】



【あい^{うましさと}ら農業祭(まが玉づくり)】



【あい^{うましさと}ら農業祭(火おこし体験)】



お知らせ① 鹿屋市二十歳のつどいについて

(生涯学習課)

1 期 日 令和7年1月4日(土) 14:30～15:30

※ 当日は 14 時 15 分までに受付をお済ませください。

2 場 所 平和公園串良平和アリーナ (鹿屋市串良町有里 4831 番地 3)

3 日 程 受 付 13:30～14:30

オープニング 14:30～15:00

式 典 15:00～15:30

(1) 開式のことば

(2) 国歌斉唱

(3) 式辞

(4) 祝辞

(5) 記念品贈呈

(6) 二十歳の誓い

(7) 閉式のことば

4 その他

当日は参加者との混雑を避けるため、アリーナ東側入口からお入りください。車で御来場される場合は、同封の「駐車券」を車のダッシュボードに御提示くださるようお願いいたします。